

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する 規則の概要

### 1 改正理由

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布されたことに伴い、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の一部が改正された（令和6年8月27日公布、同年10月1日施行）ため、所要の改正を行う。
- その他現行の府令に合わせて、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

- 第2条第1号中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に、「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

### 3 施行日

公布の日とする。